

阿賀野市水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月22日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市水道事業管理規程第4号

阿賀野市水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道事業事務決裁規程（平成16年阿賀野市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 500万円未満」を「1, 000万円未満」に改める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。